



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3817

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	麻生浄水場				
水源名称					
採水場所	大寄公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 9 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	28.0	水温 (℃)	24.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.80
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.032 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.017 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブromoホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.7 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2.0 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.4 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	120 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	176 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.0	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.030 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブromokクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.2 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブromokクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H) -オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月17日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3818

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	万場第2浄水場				
水源名称					
採水場所	総合グラウンド				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 9 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	31.0	水温 (℃)	23.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.90
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.022 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.7 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2.0 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.4 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	120 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	184 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.21 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.1	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.2 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H) -オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月17日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3819

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	万場第1浄水場				
水源名称					
採水場所	塩沢公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 10 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	33.0	水温 (℃)	22.5
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.2 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.2 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.7 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	60 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	101 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.10 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.5	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.012 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月17日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3820

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	小平浄水場				
水源名称					
採水場所	小平集会所				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 11 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (°C)	31.0	水温 (°C)	22.5
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.018 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.2 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.2 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	103 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	135 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.09 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.018 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.6 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.3 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月17日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3821

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	小平浄水場				
水源名称					
採水場所	道の駅万場の里				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 10 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	28.0	水温 (℃)	26.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.05
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.021 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.013 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.16 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.12 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.0 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.013 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.6 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	99 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	154 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.09 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.0	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.021 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	色度	3.1 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.3 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H) -オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月17日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3822

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	青梨浄水場				
水源名称					
採水場所	青梨公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 11 時 20 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (°C)	29.0	水温 (°C)	25.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2.0 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.7 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	130 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	206 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.013 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H) -オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月17日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3823

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	青梨浄水場				
水源名称					
採水場所	町民体育館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 11 時 40 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (°C)	32.0	水温 (°C)	26.5 遊離残留塩素 (mg/L) 0.40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.012 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.9 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	2.6 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	126 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	203 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.10 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	8.0	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.011 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.3 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルオプタリン-4a (2H) -オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3824

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	船子浄水場				
水源名称					
採水場所	船子集会所東				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 12 時 10 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	29.0	水温 (℃)	24.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.021 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.2 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	24 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	50 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.2	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.019 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3825

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	魚尾浄水場				
水源名称					
採水場所	ポケット公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 12 時 40 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	23.5	水温 (℃)	23.5 遊離残留塩素 (mg/L) 0.60
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.007 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.3 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.5 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	74 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	117 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.6 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルフルテン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3827

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	神ヶ原浄水場				
水源名称					
採水場所	中里中体育館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 13 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	26.0	水温 (℃)	25.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.50
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.5 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.09 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	37 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	71 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.0 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.4	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.012 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.7 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H) -オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3828

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	平原浄水場					
水源名称						
採水場所	恐竜センター					
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 12 時 45 分			
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村			
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	26.0	水温 (℃)	25.0 遊離残留塩素 (mg/L)	0.70
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号					

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.018 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.4 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.9 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.09 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.6 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	61 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	96 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.1 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.018 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.9 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3829

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	平原浄水場				
水源名称					
採水場所	クリーンセンター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 11 時 50 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	32.0	水温 (℃)	26.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.036 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.026 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.2 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.9 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.09 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.8 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	59 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	97 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.1 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.035 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.2 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.2 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3830

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	間物浄水場				
水源名称					
採水場所	瀬林公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 13 時 20 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	23.0	水温 (℃)	23.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	1.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.015 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	4.1 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.6 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.05未満 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	48 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	96 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です
ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a (2H)-オール
2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3831

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	橋倉浄水場				
水源名称					
採水場所	西部生活改善センター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 12 時 15 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (℃)	26.0	水温 (℃)	24.0
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.09 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	59 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	98 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.8	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.8 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.5 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3832

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫 様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	八倉浄水場						
水源名称							
採水場所	平原1407番地						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和7年7月10日9時35分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村				
天候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温(℃)	26.0	水温(℃)	23.5	遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.033 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.022 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	4.3 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.7 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	58 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	94 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.032 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	1.2 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-3833

令和 7 年 7 月 22 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 7 年 7 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	山室浄水場				
水源名称					
採水場所	公民館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 7 月 10 日 10 時 45 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇後雨	気温 (°C)	31.0	水温 (°C)	20.5 遊離残留塩素 (mg/L) 0.80
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.008 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03未満 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	3.9 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.1 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	74 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	121 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.10 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.7 度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年7月10日 ~ 令和7年7月18日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。